平成２７年（フ）第１１０５号
大阪府堺市東区草尾307－９　ショコラアン207、開始決定時の住所千葉県船橋市西船２丁目25番23―301号
破産者　寶崎　泰朋
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１９号
千葉市稲毛区長沼町63番地６　ハイツサンモールⅡ203号、開始決定時の住所千葉市稲毛区小仲台８丁目22番14棟201号
破産者　西内　耕介
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６５号
大阪府阪南市尾崎町４丁目４番２号
破産者　伊勢屋有限会社
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
奈良県大和高田市大字池田28番地の４
破産者　株式会社冨士屋工務店
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
（最後の住所）奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816―１―914、住民票上の住所奈良県大和高田市大字池田28番地４
破産者　被相続人亡花田美次相続財産
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
奈良県橿原市北妙法寺町562番地
破産者　株式会社スイングホーム
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第７３８号
東京都江戸川区瑞江２丁目31番９号
破産者　株式会社ＫＡＩロジスティクス
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０３号
千葉市美浜区磯辺３丁目７番18号
破産者　寺田　　悟
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８６８号
東京都国分寺市南町１丁目14番37号サンヴェール殿ヶ谷戸104
破産者　田中　正博
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２５１号
東京都青梅市成木２丁目44番地あゆみえん
破産者　遠藤　正義
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４号
岐阜市八幡町37番地
破産者　有限会社ブカ・ルッポ
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１７７１号
名古屋市中区錦１丁目２番12号
破産者　株式会社友商
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３１号
広島市西区己斐上４丁目16番３号
破産者　有限会社繁乃鮨
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８９号
熊本市中央区河原町４番地１（1005号）
破産者　有限会社ＭＣカンパニー
1　決定年月日　平成28年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６６号
北海道旭川市春光１条７丁目２番７号、商業登記簿上の本店所在地北海道旭川市３条通４丁目515番地２
破産者　ワイ・エスダイマル企業有限会社
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１２号
福島市笹谷字寺西52番地の２
破産者　有限会社ケイエヌ企画
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２５９号
金沢市梅田町ロ30番地１
破産者　有限会社サンワモータース
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７３号
大津市松本１丁目１番１号第５林ビル１Ｆ
破産者　株式会社ｒｏｏｍｓ
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３８号
京都市右京区西院東貝川町31番地
破産者　株式会社京都きものプラザ
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４２７号
岡山県高梁市備中町布賀4942番地
破産者　盛上　里美（旧姓古米）
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２８号
岡山県高梁市備中町布賀4942番地
破産者　盛上　豊一
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３４号
岡山市北区白石252番地５
破産者　井上　好明
1　決定年月日　平成28年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部